10 月 17 日
集会報告

「邵義誠さんの遺族・邵莉娜さん夫妻を迎えて
和解を導いた力　Part６
控訴審判決と新美隆弁護士」

村中 信行

10 月 17 日、広島弁護士会館で「和解を導いた力 Part6」として前半では邵義誠（ショウギセイ）さんの遺族のお話を聞き、後半は高裁判決時の弁護団長・新美隆弁護士についての講演会という二部構成で集会を開きました。また今回は会場を前と後ろ二つに分けて、後ろ部分に安野発電所建設工事における中国人強制連行の概要をパネルにしたものを展示し、パネル展は 13 時、集会は 14 時からの開催としました。パネルを展示するために後ろ側の机は片づけたので広い空間ができ、会場全体はゆったりとしたものになったと思います。

第一部
邵義誠さんの遺族・邵莉娜さん夫妻を迎えて

集会は杉原達さん（元西松安野友好基金運営委員）の司会で始まりました。第一部は川原洋子さん（「継承する会」事務局長）が邵義誠さんの紹介をし、当時のニュース映像を編集したビデオを上映した後、川原さんと邵莉娜（ショウリナ）さん（長女）、張振侖（チョウシンリン）さん（莉娜さんの夫）で質疑が行なわれました。通訳は屈帥帥（クツスイスイ）さん（大阪大学大学院生）。

邵義誠さんは 1944 年 7 月、青島で拉致され安野へ連行されました。安野での劣悪な環境の中で過酷な重労働をさせられているうちに伝染性の皮膚病を患った邵さんは、1945 年 3 月、中国へ送り帰されました。中国へ帰ってからも住む家はなくなり、身体も悪くしていたので貧しく困難な生活を送られたといいます。安野発電所の建設を請け負っていた西松建設に戦後補償の裁判を始めるときには原告として、後には原告団長として和解まで参加されました。和解後は「西松安野友好基金運営委員」をつとめられます。



娘の莉娜さんが邵さんの強制連行の事実を初めて知ったのは、1996 年、河北大学の調査の時だったといいます。そのときに連行されたときのことや、日本で何をしていたのか、中国に帰ったときの様子や苦労した話を聞いたそうです。1998 年から裁判が始まりますが、邵さんは日本で裁判に出席するときに、なかなかシックでダンディーな出で立ちの帽子やコートを着ておられたのですが、これらは莉娜さんが用意されていたそうです。異国での裁判の場に臨む父親を送り出す娘の心配り、または激励のようなものを想像します。和解については満足し、感謝している、長年支援してくださった日本の皆さんにはお礼を言いたいと答えられました。最後に「追悼の集い」では初めて記念碑の地に行く、気持ちは複雑だが区切りをつけたい、これからも日本の皆さんとの友情や日中友好を大切にしたいと話されました。

張振侖さんは 1999 年から活動に参加されまし

た。和解後は「西松安野友好基金運営委員会」の調査員として、安野へ強制連行された中国人で未だ不明の人を探し出すという難しい仕事にも大変な尽力をされました。和解については、とてもうれしかった、原告だけでなく強制連行された 360 人全員の解決となっている。受難の碑の除幕式には義父とともに出席した。和解については中国のメディアでも大きく取り上げられた、などと話されました。

第二部
控訴審判決と新美隆弁護士

新美隆弁護士は西松建設裁判の控訴審で画期的な勝訴を勝ち取った原動力でした。高裁での勝利判決（2004 年 7 月 9 日）から 2 年後の 2006 年 12 月 20 日、残念なことにがんのため 59 歳という若さで亡くなられました。和解を導いた力という意味では直接筋道をつけた人と言えるのではないかと思います。

講演会は「控訴審勝訴判決を導いた新美隆弁護士」と題した足立修一弁護士の話から始まりました。足立弁護士と新美弁護士との関わりの始まりから、西松裁判一審敗訴後に新美弁護士に弁護団長を引き受けてもらった流れ、高裁における訴えの方針や方向性など控訴審に新美弁護士がどのように関わったかについての具体的なお話でした。



その後、高裁判決後に長崎で行なわれた新美弁護士の講演「花岡和解と西松控訴審判決への歩み」のビデオを上映。この中で印象的だったのは、裁判というのはたくさん言い分があればそれでいいというのではなく、要するに裁判官が決断して判断するわけだから、どんな事件でもポイントは一つか二つなんです、と語られた場面でしょうか。そして西松裁判の一審は敗訴に終わっているが、なかなかいい判決だと思う。強制労働においても安全配慮の法律論が適用されるんだと日本の裁判所で初めての判決が出ている。時効については安直というか形式的だ。この時効こそが最後に残された壁だと感じてそこに集中した、というように語られています。

ビデオ上映の後、その高裁判決の時の裁判長であった鈴木敏之さんからお話をいただきました。



一審敗訴後の控訴審で新美弁護士は、先ほどのビデオ通りのことをされた。一審の安全配慮義務違反の判決は画期的で、二審は時効が論点であったが、西松側の時効の主張は権利の濫用であるとして退けた。この裁判はいい裁判だった。いい裁判とは弁護側が裁判所を説得する熱意のある弁論とそれを受け取る裁判所の感受性の両方があっていい裁判になる。この裁判はそういう裁判だった。最高裁の判決（逆転敗訴）は納得できない、その論理は弱く穴がある。だから付言をつけた。およそ以上のような内容のお話でした。聞いていてあれっと思うくらい踏み込んだことも話されたように思います。お話をされている途中で感情が高ぶってこられたのか、表情にも声にもその様子が見て取れたよう

に思われました。最後に繰り返されるように、終生忘れがたいいい裁判であったと言われてお話を終えられました。

鈴木元裁判長の話に続いて工藤涼二さん（元広島高裁裁判官）、新美彩子さん（新美隆遺族）、山口格之さん（元西松建設裁判弁護団）からも新美弁護士にまつわる様々な思い出や高裁判決についての感慨などが語られました。

工藤涼二さんは西松裁判の高裁判決の時に陪審でした。工藤さんは、形式的な法解釈では乗り越えることが困難な事件がある。そこをクリアするには「正義」の観念を持ち込むしかないように思われる、と話され、西松裁判の控訴審では鈴木裁判長の（「正義」についての）英断があった、と語られました。そして判決時の法廷での拍手と歓声、熱気が忘れられないとも話されました。

続く新美彩子さんは新美弁護士の娘さんです。新美彩子さんは身内でないとわからないような新美弁護士の生前の様子など話されました。特に徹夜で（控訴理由書でしょうか？）裁判所へ提出する文章に取り組み、「西松が書けない、西松が書けない」とうなっていたかと思うとある朝には「西松が書けた」と叫んでいたという話などは、新美弁護士がどれほど精魂込めて西松裁判に取り組んでおられたのか、あらためて思い知ります。

山口格之さんは元弁護団で、地裁の証人尋問で邵義誠さんを担当した思い出なども話されました。新美弁護士とは二審の時が初対面で、とにかくヘビースモーカーの上にお酒もよく飲む人だった。高裁判決が出る直前に弁護士から裁判官に転身したため、弁護団から外れて判決は高松の裁判所で聞いた。急いで広島へ来て、皆と一緒に祝杯をあげた話などをされました。

最後に「継承する会」世話人の土屋信三さんのあいさつで集会を終えました。

今回の集会は、中国の遺族を招いてお話を聞き、控訴審で裁判所を動かした新美弁護士の熱意ある取り組みについてという二部構成となり、大変充実したものではなかったかと思います。その報告としては、おおざっぱで個人的な記憶に残ったものだけですが、10 月 17 日の集会の報告としたいと思います。

